

帯広ファミリーサポートセンター利用料助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり親世帯、市民税非課税世帯及び生活保護世帯が、帯広ファミリーサポートセンター事業を利用した際に支払う利用料の一部を助成することにより、仕事と子育ての両立できる環境を整備し支援を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 帯広ファミリーサポートセンター事業 帯広ファミリーサポートセンター事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づくもの
- (2) 提供会員及び利用会員（両方会員を含む。） 実施要綱第2条に定める者
- (3) ひとり親世帯 児童扶養手当を受給している者がいる世帯
- (4) 市民税非課税世帯 第4条の規定による対象者の登録を申請した日（以下「申請日」という。）の属する年度分（申請日が4月から6月までの場合にあつては前年度分、申請日の属する年度の翌年度以降にあつては当該年度の前年度分の市民税所得割及び均等割が、利用会員及びその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のいずれも非課税である世帯
- (5) 生活保護世帯 生活保護を受給している世帯
- (6) 援助活動 実施要綱第11条第1項の規定に基づき提供会員が利用会員に行ったもの
- (7) 利用料 実施要綱第14条に基づき援助活動に対して利用会員が提供会員に支払う報酬（ただし、実施要綱別表に掲げる実費、2人目以降の報酬及び利用会員が援助活動の依頼を取り消す場合における報酬は含まないものとする。）

(助成対象者)

第3条 この要綱による利用料の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 現に本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票に記録されている者であること
- (2) 利用会員であること
- (3) ひとり親世帯、市民税非課税世帯又は生活保護世帯であること

(対象者の登録)

第4条 利用料の助成を受けようとする者は、助成対象者である旨の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、帯広ファミリーサポートセンター利用料助成事業登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）

及び同意書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（登録の決定）

第5条 市長は、前条第2項に規定する申請書及び同意書（以下「申請書等」という。）の提出があり、その内容を審査し第3条に規定する助成対象者に該当すると認めるときは、申請書等を受理した後30日以内に帯広ファミリーサポートセンター利用料助成事業登録決定通知書（様式第3号）により、当該助成対象者に該当しないと認めるときは、帯広ファミリーサポートセンター利用料助成事業登録申請却下通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録の決定を受けた者（以下「登録者」という。）を帯広ファミリーサポートセンター利用料助成事業登録台帳（様式第5号。以下「台帳」という。）に登録するものとし、当該台帳を実施要綱第3条の規定により委託を受けた事業者又は団体（以下「事業者等」という。）に提供するものとする。

（届出等義務）

第6条 登録者は、第3条各号のいずれかに該当しなくなったときは、速やかに帯広ファミリーサポートセンター利用料助成事業登録資格喪失届（様式第6号。以下「喪失届」という。）を市長に提出しなければならない。

2 事業者等は、登録者の氏名又は住所に変更が生じたことを知り得たときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（登録の取消）

第7条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号のいずれかに該当しないことが判明したとき。
- (2) 第6条の規定により喪失届が提出されたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により、第5条の規定による登録の決定を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、帯広ファミリーサポートセンター利用料助成事業登録決定取消通知書（様式第7号）により登録者に通知するものとする。

（助成方法）

第8条 利用料の助成は、市長が利用料を助成する額（以下「助成金」という。）を事業者等に支払うことによつて行うものとする。

（助成の開始日）

第9条 利用料の助成の開始日は、申請書等を受理した日（以下「受理日」という。）が当該受理日が属する月（以下「受理月」という。）の1日から15日までの場合にあっては、当該受理月の翌月1日から、それ以外の日の場合にあっては、当該受理

月の翌月 15 日からとする。

(助成金額)

第 10 条 助成金は、利用料の 2 分の 1 とする。

(助成金の請求)

第 11 条 事業者等は、援助活動を実施した月の帯広ファミリーサポートセンター活動報告書に帯広ファミリーサポートセンター利用料助成金請求書(様式第 8 号)を添えて速やかに市長に助成金を請求するものとする。

(助成金の支払)

第 12 条 市長は、前条の請求があったときは、その内容を審査し、請求を受けた日から 30 日以内に助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第 13 条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたときは、その者に当該助成金の返還を命じることができる。

2 前項の規定による返還は、帯広ファミリーサポートセンター利用料助成金返還命令通知書(様式第 9 号)を送付することによって行うものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

令和 6 年 4 月 30 日までに申請書等を受理した場合における第 9 条の適用については、同条中「申請書等を受理した日(以下「受理日」という。)が当該受理日が属する月(以下「受理月」という。)の 1 日から 15 日までの場合にあつては、当該受理月の翌月 1 日から、それ以外の日の場合にあつては、当該受理月の翌月 15 日から」とあるのは「令和 6 年 4 月 1 日」とする。